# 商工建設常任委員会資料

# 令 和 4 年 6 月 2 2 日 商 工 観 光 労 働 部

Ħ 次 (頁数) I 議案 ○ 公の施設に関する条例の一部を改正する条例-----1 ・ 宮崎県屋外型トレーニングセンター Ⅱ 報告事項 ○ 損害賠償額を定めたことについて------2 ○ 令和3年度宮崎県繰越明許費繰越計算書-----3 ○ 令和3年度宮崎県事故繰越し繰越計算書-----4 Ⅲ その他報告事項 ○ みやざき産業振興戦略の改定について-----5 ○ 宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について-----------------6 ○ 令和3年度の企業立地の状況について------8 ○ 宮崎県観光振興計画の改定について------11 ○ 県営国民宿舎の活用検討について------12 ○ 宮崎県屋外型トレーニングセンターの指定管理について------14 ○ みやざきグローバルプランの改定について------18

# I 議案

【議案第7号】

# 公の施設に関する条例の一部を改正する条例について

# 観光推進課 スポーツランド推進室

# 1 公の施設の名称

宮崎県屋外型トレーニングセンター

#### 2 改正の理由

令和5年4月1日に宮崎県屋外型トレーニングセンターが供用開始予定であることに伴い、所要の改正を行うもの。

#### 3 改正の内容

- (1) 公の施設として、宮崎県屋外型トレーニングセンターを追加する。 【別表第1】
- (2) 指定管理者に管理を行わせることができる公の施設として、宮崎県屋外型トレーニングセンターを追加する。【別表第3】

#### 4 施行期日

令和5年4月1日

ただし、指定管理に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。(準備行為)

#### 【参考:施設の概要】

#### 〇 施設の概要

(1) 位置

宮崎市山崎町浜山415番87 (シーガイアオーシャンドーム跡地)

#### (2) 整備内容

施設	主な仕様・設備等
ラグビー・サッカーグラウンド	天然芝、防球フェンス、照明、AIカメラ
多目的グラウンド	400mトラック、ハイブリッド芝、照明
室内練習場	人工芝、照明
クラブハウス、トレーニングジム	空調、トイレ、シャワー室、Wi-Fi 等
用具倉庫、トイレ棟、管理棟 等	_

(3) 事業費

18億2千6百万円

(4) 工期

令和4年3月~令和5年3月

# 令和3年度宮崎県繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越額 (円)
商工費	商業費	県内事業者緊急支援事業	1, 336, 936, 000
商工費	商業費	小規模事業者新事業展開等支援事業	196, 385, 000
商工費	商業費	地域経済回復支援事業	1, 077, 700, 000
労働費	労 政 費	離職者等採用企業支援事業	5, 400, 000
商工費	観 光 費	観光みやざき回復支援事業	4, 870, 830, 000
商工費	観 光 費	県民県内旅行 (ジモ・ミヤ・タビ) キャンペーン事業	2, 005, 172, 970
商工費	観光費	屋外型トレーニングセンター整備事業 (設計・施工業務)	1, 826, 000, 000
商工費	観光費	屋外型トレーニングセンター整備事業 (発注者支援業務)	25, 000, 000
総務費	企画費	世界県人会開催準備事業	4, 620, 000
商工費	商業費	酒類販売事業者等緊急支援事業	184, 928, 000

# 令和3年度宮崎県事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	繰越額 (円)
商工費	観 光 費	観光みやざき緊急誘客促進事業	253, 096, 770

# Ⅲ その他報告事項

# みやざき産業振興戦略の改定について

商工政策課

### 1 改定の理由

みやざき産業振興戦略は、「付加価値の高い産業の振興」と「良質な雇用の確保」を 目標として、平成28年3月に策定したものであり、宮崎県総合計画の商工業に関す る分野別計画として位置付けられている。

今年度、戦略の2期目の推進期間(令和元年度~令和4年度)が終了することから、 新型コロナへの対応を含め、社会情勢等の変化を踏まえた見直しを行う。

#### 2 計画期間

令和5年度~令和8年度(4年間)

#### 3 改定方法

市町村や関係団体、有識者と意見交換を行い、戦略の改定に民間の意見を反映させる。

#### 4 改定のスケジュール(予定)

令和4年6月商工建設常任委員会(改定についての報告)7月県内事業者へのアンケート実施7月~8月県内各地域の市町村、関係団体との意見交換11月有識者との意見交換会商工建設常任委員会(骨子案報告)令和5年3月商工建設常任委員会(素案報告)パブリックコメントの実施6月6月定例県議会(議案提出)

# 宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について

総合交通課 商工政策課 経営金融支援室

# 1 令和3年度の経営状況等

#### (1) 輸送実績

長引くコロナ禍の影響による旅客・貨物需要の減少に加え、燃料費高騰に伴う運賃 上昇が足かせとなり、回復傾向にはあるものの、依然としてコロナ前の水準までは回 復していない状況となっている。

(単位:台、人)

	R元年度	R2年度	R3年度	前年度比	前々年度比
貨物(トラック台数)	66, 353	60, 243	<u>59, 918</u>	<u>99. 5%</u>	90. 3%
総旅客(TD 含む)	174, 433	70, 004	75, 806	108. 3%	43. 5%
(うち一般旅客)	132, 303	33, 416	<u>40, 301</u>	<u>120. 6%</u>	30. 5%

※ TD: トラックドライバー

# (2) 決算状況 (見込み)

売上増により営業収益は回復傾向にある一方で、燃油価格高騰による燃料費の増大 (対前年度比約8.6億円)が経営を大きく圧迫しており、経常収支は約2.9億円 のマイナスとなる見込みとなっている。

(単位:百万円)

	R元年度 ①	R 2年度 ②	R 3 年度 ③	前年度差3一2	前年度比 3/2	前々年度比 ③/①
営業収益	5, 609	4, 240	4, 667	427	110. 1%	83. 2%
営業費用	5, 347	4, 738	5, 178	440	109. 3%	96. 8%
うち燃料費	1, 964	1, 631	2, 489	<u>858</u>	<u>152. 6%</u>	126. 7%
営業収支	262	▲498	<b>▲</b> 511	▲13	_	_
経常収支	192	▲434	<u>▲294</u>	140	_	_

※ 令和3年度については決算見込み

※ 宮崎カーフェリー(株)、(株)マリンエージェンシーの合算

# 2 直近の状況 (新船効果)

#### ① 輸送量の増加

長期化するコロナ禍に加え、ウクライナ情勢の緊迫化による燃料価格高騰の影響により、依然としてコロナ前の水準までは回復していないが、新船が就航して以降、 貨物、旅客ともに輸送量が増加しており、着実な新船効果が確認されている。

【参考:各年度5月の輸送量及び営業収支】

(単位:台、人、千円)

	R1年5月	R3年5月	R4年5月	前年同月差	前年同月比	前々年同月比
	1	2	3	3-2	3/2	3/1
貨物輸送量	6,139	5,399	5,512	<u>113</u>	102.1%	89.8%
旅客輸送量	16,114	4,958	10,701	<u>5,743</u>	215.8%	66.4%
営業収支	43,546	<b>▲</b> 64,484	22,953	<u>87,437</u>	_	_

<sup>※</sup>貨物=トラック台数、旅客=総旅客(TD含む)

# ② 省エネ効果による使用燃料の低減

就航1ヶ月が経過したばかりで、現時点で確証的なデータは把握できていないが、 当初想定した程度の燃料削減効果(カタログ値20%)は期待できると伺っている。

# 3 令和4年度における需要回復に向けた主な取組

会社においては、新船の強み(大型化、個室化)を生かした営業を強化し、落ち込んだ旅客や積荷の回復に取り組んでおり、以下の利用促進事業により支援している。

#### (1) 貨物対策

- ① 公共交通・物流需要回復プロジェクト事業【41,200 千円:国庫(臨時交付金)】
  - ・ 陸送や他航路に流れている「上り荷」回復のための運賃割引(4/1~)
- ② 長距離フェリー下り荷確保支援事業【21,000 千円:一般財源】
  - ・ 休日割引や空車割引など状況に応じた運賃割引による積荷の確保(4/1~)
  - 関西物流展に参加し新規顧客獲得のためのPR強化(6/22~6/24予定)

#### (2) 旅客対策

- ① 公共交通・物流需要回復プロジェクト事業【68,000 千円:国庫(臨時交付金)】
  - ・ 県民限定運賃3割引・乗用車航走運賃3割引キャンペーンの実施(6/1~)
- ② 船旅の新たな魅力開発・発信支援事業【5,000 千円:一般財源】
  - ・ 船内イベントや顧客満足度向上のための企画を実施(現在、企画検討中)

<sup>※</sup>R4年5月の営業収支については速報値

# 令和3年度の企業立地の状況について

企業立地課

# 1 企業立地の目標と実績

	目標:元~4年度	実績:元~3年度	達成率
企業立地件数	150件	116件	7 7 %
うち県外新規	5 0 件	3 7 件	7 4 %
最終雇用予定者数	5,000人	3,274人	65%

<sup>※</sup>目標値については、未来みやざき創造プラン(アクションプラン)工程表において定めているもの。

# 2 業種毎の立地件数・雇用者数の推移(過去5年度)

	H2	9	H30	)	R1		R2		R3	
製造業	20件	(3)	19件	(4)	22件	(1)	16件	(0)	10件	(1)
	941人	(537)	588人	(333)	427人	(11)	372人	(0)	258人	(14)
フードビジネス関連	7件	(0)	9件	(2)	6件	(0)	7件	(0)	4件	(1)
ノートピッネス関連	107人	(0)	181人	(48)	136人	(0)	85人	(0)	58人	(14)
情報サービス産業	18件	(16)	21件	(14)	23件	(15)	17件	(10)	13件	(6)
月報サービス座来	839人	(686)	793人	(469)	732人	(470)	668人	(216)	471人	(130)
流通関連業	7件	(1)	2件	(1)	2件	(0)	5件	(2)	7件	(1)
<u> </u>	189人	(25)	50人	(35)	18人	(0)	149人	(102)	171人	(65)
試験研究機関	0件		0件		0件		1件	(1)	0件	
11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、	0人		0人		0人		8人	(8)	0人	
本社機能強化	1件		0件		0件		0件		0件	
<u> </u>	51人		0人		0人		0人		0人	
<b>△</b> =↓	46件	(20)	42件	(19)	47件	(16)	39件	(13)	30件	(8)
合計	2,020人	(1,248)	1,431人	(837)	1,177人	(481)	1,197人	(326)	900人	(209)

※( )内は県外新規立地

#### 3 令和3年度の企業立地の状況と主な特徴

- (1) 全体の件数は30件と過去5年間で最も少なくなった。新型コロナによる 影響の長期化により先行き不透明な状況が続いていることや、県外との往来に 制約を受け、視察受入等の誘致活動にも影響を受けたことなどが主な要因。
- (2) 新型コロナの影響は業種によって異なり、製造業及び情報サービス産業については減少した一方、流通関連業は好調に推移した。
- (3) 製造業では、電気自動車 (EV) など向けの、リチウムイオン電池素材の 生産工場増設や、半導体需要の増加に伴う生産体制強化のための工場増設が行 われた。
- (4) 情報サービス産業では、コールセンター業務に係る事業拡大のほか、災害・ 感染症に係るリスク分散等を目的とした新たな拠点整備の動きが見られた。
- (5) 地域的には10市町に立地認定を行った。製造業及び流通関連業の半数以上を都城・北諸県地域で認定しており、都城志布志道路の整備効果も見据えた企業の投資意欲がうかがえる。

# 令和3年度の立地企業の状況について

企業立地課 (令和4年3月31日)

	企 業 名	業 種	市町村	本社	雇用予定	事 業 内 容
1	㈱アウトソーシングビジネスサービス 令和3年4月28日認定	情報サービス産業	宮崎市	東京都	5 (21)	総務・人事・経理等のバックオフィス代行事業
2	都城ダイキュー運輸㈱ 令和3年5月6日認定	流通関連業 ※	都城市	同左	5 (30)	一般貨物自動車運送業等
3	旭化成㈱ 令和3年6月1日認定	製造業 ※	日向市	東京都	18 (18)	リチウムイオン2次電池用セパレータ「ハイポア™」の製造
4	㈱ハンク・ディーシー 令和3年6月16日認定	製造業	宮崎市	同左	18 (27)	食肉加工業等(ハンバーグ等の製造)
5	/ 削財部とうふ店 令和3年7月15日認定	製造業 ※	都城市	同左	4 (12)	揚げ豆腐の急速冷却、商品の包装・梱包・仕分け等
6	㈱ファス 令和3年7月27日認定	流通関連業	えびの市	小林市	2 (65)	青果物の仕入れ及び袋詰め、梱包、保管、配送事業
7	健幸わかば㈱ 令和3年7月29日認定	情報サービス産業 ※	延岡市	鳥取県	19 (48)	コールセンター業務
8	㈱ミヤザキ 令和3年8月23日認定	製造業 ※	小林市	埼玉県	15 (70)	合成樹脂加工製品(特注品)の製造
9	日本自給飼料生産普及センター(株) 令和3年8月26日認定	製造業	高鍋町	同左	8 (14)	畜産飼料(TMR)の製造・販売
10	㈱ベストビジネスグループ 令和3年8月30日認定	情報サービス産業 ※	宮崎市	福岡県	10 (50)	コールセンター業務
11	㈱ワークポート 令和3年9月6日認定	情報サービス産業 ※	宮崎市	東京都	10 (80)	転職相談予約受付業務、求人票審査業務 等
12	新生電子㈱ 令和3年9月10日認定	製造業 ※	都城市	兵庫県	6 (30)	電子基板実装、電子部品組立、部品検査
13)	アディッシュプラス(株) 令和3年10月1日認定	情報サービス産業	日南市	沖縄県	3 (13)	カスタマーサポート業務、SNS運用業務、インターネット上で 行う本人確認(eKYC)業務 等
14	パーソルワークスデザイン㈱ 令和3年10月13日認定	情報サービス産業 ※	宮崎市	東京都	12 (60)	コールセンター業務、採用代行業務
15	㈱シャノン 令和3年10月26日認定	情報サービス産業 ※	宮崎市	東京都	3 (11)	マーケティングクラウドシステム導入支援業務
16	㈱プラージュ 令和3年12月14日認定	情報サービス産業	延岡市	東京都	6 (10)	ARアプリ開発、WEBサイト制作 等
11)	マイプラス(株) 令和3年12月21日認定	情報サービス産業	延岡市	東京都	5 (19)	システム開発(ソフトウェア受託開発)
18	持永木材㈱ 令和3年12月22日認定	製造業 ※	都城市	同左	5 (25)	木材の製材、乾燥加工
19	㈱マキタ運輸 令和3年12月24日認定	流通関連業 ※	都城市	同左	3 (10)	一般貨物自動車運送事業、一般倉庫業
20	㈱丸祐運送 令和4年1月12日認定	流通関連業 ※	西都市	延岡市	1 (8)	一般貨物自動車運送業等
21	健幸わかば㈱ 令和4年1月18日認定	情報サービス産業 ※	都城市	鳥取県	10 (40)	コールセンター業務
22	ベジエイト㈱ 令和4年1月31日認定	流通関連業 ※	都城市	同左	3 (15)	農産物の加工・集荷・販売
23	㈱エッジコネクション 令和4年2月4日認定	情報サービス産業 ※	延岡市	東京都	12 (52)	テレマーケティング・コールセンター業務等
24	宮崎運輸㈱ 令和4年2月17日認定	流通関連業 ※	宮崎市	同左	5 (25)	一般貨物自動車運送業(特別積合せ貨物運送業)
25)	カラビナテクノロジー(株) 令和4年2月24日認定	情報サービス産業	宮崎市	福岡県	3 (15)	Eコマース、その他のシステム開発およびWebサイト制作

	企 業 名	業 種	市町村	本社	雇用予定	事 業 内 容
26	侑キャンバン 令和4年2月28日認定	製造業 ※	都城市	同左	3 (7)	屋内外広告・各種印刷物の制作・販売、FAB工房(ものづくり 施設)の提供、シェアオフィスの提供
27	(株)エンデバー 令和4年3月14日認定	流通関連業 ※	三股町	福岡県	1 (18)	一般貨物自動車運送業(特別積合せ貨物運送業を除く)
28	昭南ハイテックス(株) 令和4年3月24日認定	製造業 ※	えびの市	同左	25 (50)	LED・半導体部品の製造
29	㈱N more 令和4年3月30日認定	製造業 ※	都城市	同左	2 (5)	トマトソースや麺等の製造
30	ディー・キュービック(株) 令和4年3月31日認定	情報サービス産業	宮崎市	東京都	40 (52)	テレマーケティング・コールセンター事業
$\vdash$	計30件				262 (900)	

計30件 (1)番号の〇印は県外新規案件 (2)業種欄の※は増設

| 262 (900)| (3)雇用予定の()内は最終雇用予定数 (4)親会社がある場合の本社欄には、親会社の所在地を記載

# 宮崎県観光振興計画の改定について

観光推進課

# 1 改定の理由

宮崎県観光振興計画は、「神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例」第10条第1項に基づき、本県の観光振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、宮崎県総合計画を具現化するための観光に関する分野別計画として位置付けられている。

今年度、計画期間(令和元年度~令和4年度)が終了することから、社会情勢等の変化を踏まえた所要の見直しを行う。

#### 2 計画期間

令和5年度~令和8年度(4年間)

# 3 改定方法

「神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例」第10条第2項の規定に基づき、 観光審議会において意見を聴取するほか、各市町村及び関係団体とも意見交換を 行う。

# 4 改定のスケジュール (予定)

令和4年 3月 観光審議会への諮問

6月 商工建設常任委員会(改定についての報告)

7~8月 市町村及び関係団体との意見交換

10月 観光審議会

11月 商工建設常任委員会(骨子案報告)

令和5年 2月 観光審議会

3月 商工建設常任委員会(素案報告)

パブリックコメントの実施

5月 観光審議会

6月 6月定例県議会(議案提出)

# 県営国民宿舎の活用検討について

観光推進課

# 1 国民宿舎活用検討事業について

県営国民宿舎は改修後20年以上経過しており、施設・設備の老朽化が進んでいるため、令和3年度に、維持費用や運営方法等の課題について検討を行うとともに、地元市町、民間事業者等から幅広く意見を求めるなどして、県営国民宿舎の今後の活用に向けて総合的な検討を行った。

#### 2 県営国民宿舎の経営状況

# (1) 県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設

					<u>(単位:八)</u>
区分	H29	H30	R1	R2	R3
宿泊者数	11, 188	8,043	8, 756	62	9,615
温泉利用者数	17, 188	15, 099	20, 519	399	3,069
スポレク入場者数	31, 306	38, 086	27, 521	11, 146	19, 110

○施設収支状況				道)	<u> 单位:千円)</u>
区分	H29	H30	R1	R2	R3
収 入	213, 951	179, 025	188, 360	20, 788	171, 507
支 出	238, 808	204, 286	225, 094	135, 071	203, 511
収支差額	-24, 857	-25, 261	-36, 734	-114, 283	-32, 004
			DOLL DOL	1 DO 0	コナインと

R2は、R2.5.1~R3.3.31まで休業

# (2) 県営国民宿舎高千穂荘

○施設利用状況	 		<u>(単位:人)</u>

区分	H29	H30	R1	R2	R3
宿泊者数	17,038	17, 185	16, 222	270	16, 399
会議・宴会利用者数	5, 548	4,010	2,635	0	130

_ · ·					
丛 分	H29	H30	R1	R2	R3
収 入	270, 994	249, 410	229, 631	4, 790	153, 289
支 出	298, 861	301, 896	282, 980	130, 632	178, 515
収支差額	-27, 867	-52, 486	-53, 349	-125, 842	-25, 226

R2は、R2.5.1~R3.3.31まで休業

#### <分析>

- ・ 平成18年度から指定管理制度を導入しているが、いずれの施設も赤字経営の期間が長くなっている。
- ・ 赤字経営の要因としては、自然災害の影響や周辺環境の変化等により利用者数が 想定よりも少なくなったこと、人的・物的な投資を行うには長期的な視点が必要で あるが、5年間という指定管理期間では指定管理者が投資に踏み切れなかったこと などが考えられる。

### 3 ヒアリング等結果

#### (1) 地元市町へのヒアリング

#### くえびの市>

- ・ えびの高原の唯一の宿泊施設、登山などの宿泊拠点であり、県観光周遊の拠点として必要である。
- 民間事業者の運営では撤退の懸念があることから、県保有が望ましい。

#### <高千穂町>

- ・ 町内には小規模な宿泊施設が多いため、一定規模の部屋数を有する施設として必要である。
- 西臼杵エリアの観光振興や観光客を県内全域に周遊させるための拠点として県保有が望ましい。

# (2) 民間事業者へのヒアリング等

・ 収益性の低さ、今後多額の修繕費が必要になってくることのほか、えびの高原 施設の運営については火山等の自然災害リスクがある。

# 4 県営国民宿舎の活用方針

えびの高原荘、高千穂荘は、本県を代表する観光地にあり、宿泊・観光需要に対応す るとともに、県内へ観光客を周遊させ、経済効果を波及させるための県の観光拠点施設 としての役割が求められることから、以下のとおり、県営国民宿舎として活用を図る。

# (1) 管理運営

- 広域的な観光拠点としての活用や新たな観光需要への対応を図るため、引き続き、
- 県が保有し、運営を継続する。 指定管理とPFI(RO)を比較した結果、指定管理のほうが県の財政負担が少 なくなるため、指定管理による運営とする。
- 修繕費用の負担軽減・平準化による経営の効率化や安定的な人材の育成・確保に よるサービス水準の向上などが期待できるため、指定管理期間の延長を検討する。

#### (2) 施設の魅力向上・誘客対策

地元市町や周辺の観光地等との連携や、指定管理者の自主的な集客の取組を促進・ 支援することで施設の魅力向上や利用客の増加を図るとともに県内全体への波及につ なげる。

① えびの高原荘

アウトドアを目的とする観光など新たな観光需要を取り込むとともに、市のキャ ンプ村や周辺自治体の観光施策との連携を図る。

② 高千穂荘

神話をテーマにした旅など高千穂ならではの需要や教育旅行等の団体需要を取り 込むとともに、五ヶ瀬スキー場や隣県の観光地等との連携を図る。

# (3) 今後の検討課題

①施設管理に係る経費負担の見直し

施設建設や改修・修繕のための費用について、指定管理者からの納付金に加え、 一般会計からの繰出金を充当してきたが、現施設の建設のための起債償還は令和元 年度に終了しており、当面は、主に施設改修・修繕のための費用になる。

今後、必要な改修・修繕費用をさらに精査し、適切な納付金の設定についても検 討を進める。

②各施設の利用促進や拠点施設としての効果を高めるため、新たな観光需要を取り込 む施策や、九州隣県から訪れる観光客をターゲットに広域周遊させる仕組づくりな ど、具体的な施策を検討、実施する。

# 宮崎県屋外型トレーニングセンターの指定管理について

観光推進課 スポーツランド推進室

# 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称及び所在地

- ① 名称 宮崎県屋外型トレーニングセンター
- ② 所在地 宫崎市山崎町浜山415番87

# 2 募集方針について

- (1)業務の範囲
  - ① 施設の利用に関する業務
  - ② 施設の維持及び保全に関する業務
  - ③ その他管理運営に必要な業務
- (2) 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日(3年間)

(3) 基準価格

指定管理料

年額52,916千円

(消費税及び地方消費税を含む。指定期間総額158,748千円)

(4) 利用料金収入(見込)

年額8,275千円

※ 利用料金は指定管理者の収入とする。

ただし、単年度の収入が基準額(8,275千円)を上回った場合、その 2分の1相当額を県に納入することとしている。

- (5) 募集概要
- ① 募集期間 令和4年7月7日~令和4年9月8日(約2か月)
- ② 説明会等 現地説明会の開催(令和4年7月22日)、 質問対応による情報の提供
- ③ 募集広報 県公報、県ホームページ、新聞・テレビ・ラジオ等

### (6) 資格要件

- ① 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- ④ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあっては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあっては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- ⑥ 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑 に処せられている者がいないこと。
- ① 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- ⑧ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ※ 複数の団体による共同申請(グループ申請)することも可能である。その場合、代表となる団体は1~8の要件を、その他の構成団体は2~8の要件を満たす必要がある。

#### (7) 選定

# ① 審査の流れ

審査区分	構成	内 容
書類審査	県(観光推進課スポー	申請書類に基づいて資格審査を実施
	ツランド推進室)	
指定管理候補者選定	外部委員のみで構成	書類審査を通過した応募者を対象に、各応募者
委員会による審査		のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、
		審査を実施
指定管理候補者選定	県(商工観光労働部及	選定委員会の審査結果を、観光推進課スポーツ
会議による確認	び総務部)	ランド推進室において選定基準等に基づき評価
		した結果と照らし合わせ、候補者(案)が異な
		っていないかを確認

※指定管理候補者選定会議の確認後、県が指定管理候補者を選定する。

# ② 指定管理候補者選定委員会

委員長	三輪 佳見	宮崎大学大学院教育学研究科教授
委 員	中森 康弘	公益財団法人日本オリンピック委員会強化部NTC専任部長
	廣田 彰	公益財団法人宮崎県スポーツ協会副会長
	松山 茂	一般社団法人宮崎県商工会議所連合会事務局長
	髙妻 和寛	日本公認会計士協会南九州会宮崎県部会長

# ③指定管理候補者選定会議委員

議長	商工観光労働部長
副議長	観光経済交流局長
委 員	商工政策課長
	観光推進課長
	観光推進課スポーツランド推進室長
	人事課行政改革推進室長

# (8) 選定基準

- ① 住民の平等な利用が確保されていること
- ② 施設の効用を最大限に発揮する事業計画であること
- ③ 施設の管理運営にかかる経費の縮減が図られる事業計画であること
- ④ 事業計画を着実に実施するために必要な経理的基礎及び管理運営に関する能力を有するものであること
- ⑤ 地域への貢献及び地域との連携等を考慮した事業計画であること

# (9)審査項目・配点

選定基準	審查項目	配点
①住民の平等な	施設運営に関する基本方針	10
利用の確保等	県が示した管理の基準に対する理解及び対応	
	その他(住民の平等な利用の確保に関する提案等)	
②施設の効用を	利用者サービスの向上及び利用者増への取組に対する提案	25
最大限に発揮す	使用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映	
る事業計画	施設の設置目的の理解と課題の認識	
	指定管理者の業務に対する意欲	
	施設等の維持管理の適格性	
	プロスポーツ・トップアスリートのキャンプ等の受入についての提案	
③経費の縮減等	指定期間内に県が支払う指定管理料の提案額	10
	業務遂行のための適切な経費の積算	
	管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	
④事業計画を着	必要な体制の確保(適正な組織、人員配置、責任体制)	35
実に実施するた	職員の能力育成(研修体制)	
めの管理運営能	継続的に安定した運営が可能な財政的基盤(経営状況)	
力	過去の類似事業の実績、評価	
	事業計画及び収支計画の具体性、適格性、実現可能性	
	競技団体や関係機関との連携の確保	
	個人情報保護への対応、情報公開への対応	
	事故・災害等への対応(安全管理、危機管理体制の確立)	
⑤地域への貢献	地域資源を活用した運営及び地域経済・観光に資する運営	20
等	地域の住民や県内のスポーツ団体、福祉団体などの関係団体等との連	
	携・交流	
	障がい者や更生者の就労支援への対応	
	環境保全への取組	
合 計		100

# 3 今後のスケジュールについて

5月31日 第1回指定管理候補者選定委員会 7月7日~9月8日 募集期間 9月中旬 指定管理候補者選定 書類審査 9月下旬 第2回指定管理候補者選定委員会による審査 10月上旬 指定管理候補者選定会議による確認 10月中旬 指定管理候補者の選定 11月定例県議会 指定管理者指定議案等の提出 議決後 指定管理者の指定 令和5年1~3月 基本協定の締結

令和5年4月1日 指定管理者による業務開始

# みやざきグローバルプランの改定について

オールみやざき営業課

# 1 改定の理由

みやざきグローバルプランは、グローバル関連施策を総合的かつ計画的に推進する ため、令和元年6月に策定したものであり、宮崎県総合計画の部門別計画として位置 付けられている。

今年度、プランの推進期間(令和元年度~令和4年度)が終了することから、社会・経済情勢の変化を踏まえた所要の見直しを行う。

# 2 計画期間

令和5年度~令和8年度(4年間)

# 3 改定方法

外部有識者等からなる国際化推進懇話会を開催するとともに、関係団体や民間企業とも十分な意見交換を行う。

#### 4 改定のスケジュール(予定)

令和4年 6月 商工建設常任委員会(改定についての報告)

関係団体や民間企業との意見交換(随時実施)

10月 第1回国際化推進懇話会

11月 商工建設常任委員会(骨子案報告)

令和5年 1月 第2回国際化推進懇話会

3月 商工建設常任委員会(素案報告)

パブリックコメントの実施

6月 6月定例県議会(議案提出)